

教育の内部質保証における自己点検・評価結果に対する大学評価本部の検証結果

【教育環境】

令和7年2月7日

大学評価本部長(学長)

全学教育内部質保証委員会(以下、質保証委員会)から提出(令和6年10月9日付)された「2024(令和6)年度山梨大学教育環境の自己点検・評価結果に係る総括報告」について、下記のとおり大学評価本部での検証結果を示します。

記

【検証結果】

- 前回の試行実施以降も引き続き、改善に向けた取組が継続的に行われ、関係者全てが適切な役割分担の下に関与する体制が定着しており、本学の内部質保証システムの機能が維持されていると評価できる。
- 学士課程、大学院課程と同様、教育環境においても自己点検・評価の実施に留まらず、その結果をステークホルダーミーティングにおいて報告し、関係者からの意見を適切に聴取しており、自己点検・評価の妥当性が担保されている。
- 前回の点検時から着実に教育環境の改善が進められており、今回の自己点検・評価によって明らかとなった教育環境の改善に係る主な取組例として以下が挙げられる。

〔教育環境の改善に係る主な取組例〕

- ①山梨県及び山梨県立大学と連携した相互乗り入れによる教職員の能力の質向上に関する研修の実施
 - ②教員の教育・研究等に対する意欲向上を目的とした「優秀教員奨励制度」の制度内容の強化
 - ③実験室における化学物質取扱い時の実施責任者の明確化による責任体制の強化
 - ④教育研究活動フィールドの拡大を目的とした共同教育研究施設「ニューロン-グリア クロストークセンター 山梨」「ゼロエミッションみらいラボ」の建設
 - ⑤山梨県立大学及び山梨大学における図書館相互利用の推進
 - ⑥電子シラバス内への学生からの前年度授業改善要望等に対する対応の記載
- 今回の教育環境の自己点検・評価において、実施に向けた準備を進めている又は継続的に取組む必要がある下記事項については、順次対応が進められていることから改善計画策定の対象とはしないものの、関係部署と連携し、着実かつ速やかに取組んでいただきたい。

〔着実に取り組むべき主な取組〕※改善計画策定の対象とはしない。

- ①令和7年度からの「基幹教員制度」への移行に向けた各種取組の実施
- ②教育職員免許法施行規則第22条の8に基づく「教職課程の自己点検・評価」の実施
- ③大学HP及びデータ版における「教育研究活動に関する最新情報」の継続更新

以上